

A. この目的に当てはまるケース

申請する方が、日本にいる親族を訪問する場合のことです。

（訪問する親族との関係が三親等を越える場合には「観光及び知人訪問を目的とした短期滞在査証」の提出書類に基づいた書類をご用意下さい）

B. 提出書類

※ 各種提出書類の詳細は、当館 HP の「各種提出書類の補足説明」をご参照下さい。

① フィリピン共和国パスポート

（注） ラミネートが剥がれているもの、署名のされていないもの、余白が2ページ以上ないものは受付できません。

② 査証（ビザ）申請書

（注） 大使館ホームページ、大使館入口、代理申請機関で入手できます。

③ 申請用写真 1 枚（4.5 cm×4.5 cm、上半身無帽、背景白）

（注） 申請書の所定の欄に糊づけしてください。

④ 出生証明書（申請者と日本の親族との関係が三親等以内であることを証明するに足る関係者の出生証明書）

（注1） 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の出生証明と P S A 発行の無登録の証明書を一緒に提出して下さい。

（注2） 出生届が遅延登録の方は別途「洗礼証明書」、「学校成績表（小学校又は高校、フォーム 137）」、「卒業アルバム（提出可能な方）」を一緒に提出して下さい。

（注3） 国家統計局（P S A）に記録が無い場合は、市町村役場発行の出生証明書と P S A 発行の無登録の証明書を一緒に提出して下さい。

⑤ 婚姻証明書（既婚者のみ）

（注1） 既婚者で婚姻記録が P S A に無い場合は、市町村役場発行の婚姻証明書と P S A 発行の無婚姻証明書を提出してください。

（注2） ④及び⑤は P S A 本部又は「Serbilis Outlet Center」で取得してください。いずれも発行から1年以内のものに限ります。

⑥ 滞在予定表

⑦ 招へい理由書

⑧ 戸籍謄本（在日親族の配偶者等の家族が日本人の場合）

（注1） 戸籍謄本は、発行の日から3か月以内のものに限ります。

⑨ 住民票（在日親族及び保証人のもの）

（注2） 住民票は、発行の日から3か月以内のもので、世帯全員分かつ記載事項を省略していないものを提出してください。

⑩ 在日親族の在留カード又は特別永住者証明書（両面コピー）

〔申請人自身が滞在・渡航費用を一部又は全部負担する場合〕

⑪ 預金残高証明書

⑫ 納税証明書原本又はコピー（フォーム 2316）

〔日本在住の身元保証人が滞在・渡航費用を一部又は全部負担する場合〕

⑬ 身元保証書

⑭ 所得証明書・総所得額の記載のある納税証明書・確定申告書控・預金残高証明書のいずれか1点

（注1） 所得証明書、総所得金額の記載のある納税証明書、預金残高証明書のいずれも、発行の日から3か

月以内のものに限ります。また、源泉徴収票を上記証明書に代えることはできません。なお、納税証明書を提出される場合、必ず総所得金額の記載のあるものを提出してください。

(注2) 身元保証人の所得証明書等につきましては、身元保証能力を確認する重要な書類ですので、それらの書類はいずれか一点とありますが、複数の書類（所得証明書と預貯金残高証明書）を提出することを妨げるものではありません。